

令和4年度焼津市災害情報共有システム構築業務委託
仕様書

令和4年8月
焼津市防災計画課

目次

第一章	総則	1
	（適用）	1
	（目的）	1
	（準拠する法令等）	1
	（書類の提出）	1
	（貸与資料）	1
	（秘密保持）	2
	（個人情報保護）	2
	（手続き及び損害賠償）	2
	（事業期間及び契約）	2
	（検査）	2
	（完了）	2
	（契約不適合）	2
	（成果品の帰属等）	3
第二章	業務概要	3
	（業務概要）	3
第三章	システム基本要件	4
	（概要）	4
	（システム要件）	4
	（システム利用形態）	4
第四章	機能要件	6
	（計画準備）	6
	（業務仕様）	6
第五章	非機能要件	9
	（システム要件）	9
	（研修）	9
	（運用保守要件）	10
	（成果物）	11
第六章	その他	12
	（疑義）	12

第一章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、焼津市（以下「発注者」という。）が発注する「令和4年度焼津市災害情報共有システム 構築業務（以下、「本業務」という。）」に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(目的)

第2条 本業務は、近年激甚化する風水害や地震等での災害対応を踏まえ、災害対応に必要な情報を迅速かつ正確に収集・整理・共有し、災害発生前の事前準備・情報収集時から応急・復旧時までの一連の対応において、的確な「状況把握」、「意思決定」、「対応」を支援するシステムを構築・導入することを目的とする。

また、令和4年度構築する「スマートシティ YAIZU」と連携し、防災情報の市民への情報発信における効率化を図る。

(準拠する法令等)

第3条 本業務実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、次の関係法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 焼津市地域防災計画
- (2) 焼津市水防計画
- (3) 静岡県地域防災計画
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 焼津市個人情報保護条例
- (6) 焼津市財務規則及び関係諸規則
- (7) その他の関係法令、諸規定、通達等

(書類の提出)

第4条 受注者は、本業務着手にあたり、速やかに次の書面を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 実施計画書
- (3) 業務体制表
- (4) その他発注者の指示する書類

(貸与資料)

第5条 貸与資料がある場合は、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。貸与資料の使用にあたっては、本業務での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。また本業務完了後は速やかに返却するものとする。

データ授受の手法について、情報漏洩等のリスク回避するため、公開情報を除き、個人情報を含むもの及び機微な情報は、インターネットメールを使用してはならない。

(秘密保持)

第6条 受注者は、本業務履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても一切他人に漏洩してはならない。

(個人情報保護)

第7条 本業務の履行にあたって受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱うには、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。また、受注者は、本業務により知り得た情報については、業務中はもちろんのこと、完了後も第三者に漏らしてはならない。

(手続き及び損害賠償)

第8条 本業務に必要な諸手続きは、受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。また、本業務の遂行にあたり、受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合には、直ちにその状況及び内容について発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。また、賠償等に必要な負担は受注者が負うものとする。

(事業期間及び契約)

第9条 本業務の事業期間及び契約については以下のとおりとする。

(1)委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2)契約

本業務は、公募型プロポーザルにて選出された優先委託候補者と随意契約にて契約を締結する。なお、優先委託候補者が辞退した場合、次点候補者と提案内容の確認を行い、その結果に基づき契約を締結する。

(検査)

第10条 受注者は、業務終了後に発注者による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書の要求等を満たさない場合には受注者の負担にて速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(完了)

第11条 本業務は、成果品納品書とともに成果品を提出し、検査合格により完了するものとする。

(契約不適合)

第12条 本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

(成果品の帰属等)

第13条 本業務の成果品の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権(受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。)を除き、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与、使用してはならない。

第二章 業務概要

(業務概要)

第14条 プロジェクト管理

(1)プロジェクト計画書(運営規約の策定)と周知

受託者は、各業務を円滑に運営、品質管理を目的とした、プロジェクト運営計画書を策定し、本市の承認を得て本業務を遂行すること。

(2)実施体制

受託者は、本業務の遂行を確実にする実施体制を確保し提案時に体制を提示すること。

(3)会議運営

- ① 受託者は本業務の遂行において、本市と協議、報告等を目的とした会議体を月一回以上開催し、プロジェクトに責任を持つものが出席すること。その他、関係者の判断により、必要に応じて開催すること。
- ② 会議体の運営は受託者が主体となり、議事録、課題管理表等を作成すること。

第15条 スケジュール(想定)

- (1)契約:令和4年9月
- (2)要件定義、構築設計、試験:令和4年10月~1月
- (3)防災監視システムとの連携:令和4年11月
- (4)スマートシティ YAIZU との連携:令和4年12月
- (5)操作研修:令和5年1月~
- (6)システム稼働:令和5年3月末

第16条 機能要件

- (1)防災情報システム環境整備(設計、構築、試験)

第17条 非機能要件

- (1)システム要件
- (2)操作研修
- (3)運用保守要件(別途契約予定)

第三章 システム基本要件

(概要)

第18条 災害発生時において、被災状況や住民の避難状況などの収集した情報を職員間で情報共有を行い、応急活動や復旧活動などの災害対応を円滑に遂行でき、市民への情報共有できる防災情報システムであること。また、災害対応業務の特性である、多大な情報の蓄積や操作、アクセス負荷の集中への対応性、運用面における拡張性を考慮したシステムであること。

(システム要件)

第19条 システムの基本的な要件は次のとおりとする。

- (1) 安定的な運用やセキュリティ対策等、高度な専門性に対応するアプリケーション・サービス・プロバイダ（「ASP」という。）方式を採用すること。
- (2) 情報セキュリティが確保された安全な運用、サービスの提供が実施できること。
- (3) 安全性、安定性、拡張性が確保されたシステム構成であること。
- (4) システムの運用及び保守作業の全てについて、受注者の管理下において行うものとする。責任の所在が不明確とならないよう、管理体制を構築すること。24時間365日の安定運用に向けた運用体制、環境、セキュリティ管理等が整備されていること。障害発生時にサービス早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- (5) 地図遷移や帳票の入出力がスムーズである等、操作性、動作速度が優れていること。

(システム利用形態)

第20条 利用形態は以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) システムは、市職員システム利用者、市民等一般利用者（防災ポータルサイト）にとって簡便でわかりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスとすること。また、パソコンに加えてタブレット、スマートフォンでの利用が可能なこと。
- (2) 市職員システム利用者、市民等一般利用者が、特別なソフトのダウンロードが必要な仕組みや、使用機種に制限を与えるようなことがないこと。
- (3) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できること。

第21条 市職員システム利用者（防災情報システム）条件は以下のとおりとする

- (1) システム利用者情報

表 1 システム利用情報

ユーザ区分	概要	利用規模
防災対策本部／ 水防本部	防災対策本部・水防本部にて、情報収集、入出力及び発信を行う	1 台
各部・各班	防災部、建設部、等関連部で情報収集、入出力及び発信を行う	12 台
避難所（学校等）	避難所での避難状況情報等の収集入出力及び発信を行う	22 台（※1）
避難所（学校等）	災害発生現場にて被害状況等の収集入出力及び発信を行う	4 台（※2）
全職員	計画に定められた災害対策業務に従事する（個人の端末により入力閲覧する為、専用端末は配備しない）	700 人

※1：専用パソコン、※2：専用スマートフォン若しくはタブレット

(2) 想定利用場所：39 か所

市役所庁舎（3 か所）、焼津市立総合病院（1 か所）、避難所（公民館 9 か所、学校等 26 か所）

(3) 調達する専用パソコン、タブレット

専用パソコン、タブレットは下記に示す仕様と同等以上の性能を有する端末及びネットワーク環境を調達し、確実に動作させることができるようにすること。

(ア) 専用パソコン

- (a) 利用台数：22 台
- (b) OS: Windows 11 Pro 64bit
- (c) メモリー 4GB 以上
- (d) CPU: intel Core i5 以上
- (e) 無線 LAN 環境（既存の Wi-Fi に接続）

(イ) 専用スマートフォン若しくはタブレット

- (a) 利用台数：4 台
- (b) OS: iOS 8.0 以降、及び Android 5.0 以降
- (c) インターネット接続環境

(4) 市防災情報システムは以下職員システム利用者環境において、動作を保証すること。

① パソコン

OS は、Windows 8.1 以降で利用可能であること。運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。ブラウザは、Edge で利用が可能であること。また、運用期間中に公開される最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

② スマートフォン・タブレット向け

OS は、iOS 8.0 以降、及び Android 5.0 以降に対応し、国内の通信会社（NTT ドコモ、ソフトバンク、au ほか）より発売された機種で利用可能であること。

運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。ブラウザは、GoogleChrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。

第22条 一般利用者（市民公開要防災ポータル）は以下の環境において、動作を保証すること。

(1)パソコン向け

OS は、Windows8.1 以降、及び MacOS10 以降、ChromeOS で利用可能であること。また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。ブラウザは、Edge のほか、Mozilla Firefox、safari、Google Chrome で利用が可能であること。また、運用期間中に公開される各種ブラウザの最新バージョンにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。インターネットに接続されており、上記の OS、ブラウザを利用している人は誰でも利用可能であること。ブラウザのみで利用者機能が実現可能であること。利用者のパソコン端末へ特別なソフトウェア等のインストールを行わずに利用が可能であること。

(2)スマートフォン・タブレット向け

OS は、iOS8.0 以降、及び Android5.0 以降に対応し、国内の通信会社（NTT ドコモ、ソフトバンク、au ほか）より発売された機種で利用可能であること。

また、運用期間中に公開される OS のバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用できるよう、速やかに対応できること。ブラウザは、GoogleChrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるブラウザのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで動作すること。機種によって機能制限がある場合は、予め動作検証を行ったうえで発注者の確認をとること。タブレット型の一般的な機種についても、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整できること。

第四章 機能要件

(計画準備)

第23条 受注者は、業務を円滑に遂行するため、作業ごとに作業手法、工程計画及び作業体制についての計画を立案し、業務実施計画書として取りまとめ、発注者の承認を得るものとする。資料収集整理は、本業務にて必要となる資料について発注者より貸与を受け整理するものとする。借用時には、目的と利用方法について発注者からの了承を得るものとし、借用書の提出を必須とする。

(業務仕様)

第24条 本システムの機能要件を以下に示す。詳細については別紙「機能要件兼確認書」の通りとする。但し、本機能要件は本仕様書の作成時点のシステム要件であり、要件定義工程～設計工程の段階において最終的なシステム要件を定めることとする。

- (1)基本要件
 - ① 基本機能（利用環境、ファイル管理等）
 - ② ユーザ管理機能
 - ③ ポータル機能
- (2)市民公開機能（防災ポータルサイト）
- (3)防災情報監視機能
 - ① 地図連携表示機能
 - ② 地図操作機能
 - ③ リンク機能
- (4)災害（被害）情報管理機能
 - ① 災害名設定機能
 - ② 被害報告の管理機能
 - ③ 一覧表示機能
 - ④ タイムライン管理機能
- (5)避難所・救護所等情報管理機能
 - ① 基本機能（避難所基本情報の登録等）
 - ② 情報共有・管理機能
 - ③ 地図表示機能
- (6)備品・救護物資管理機能
- (7)道路等損傷通報

第25条 連携する情報、システム

- (1)本システムと連携を想定する情報、システムは以下の通りとするが追加変更も可とする。搭載に開発が必要な場合は本調達に含める事（連携先含）。また、連携先に問い合わせが必要な場合入札参加申込者に対し別途連絡する
- (2)本システムと連携を想定する情報は以下の通りである。
 - ① 監視、観測、予測データ（リアルタイムに自動で連携すること）
 - (ア) 気象情報
 - (a) 気象庁観測情報
気象情報（台風情報、満潮、干潮）、警報、注意報 等
 - (b) ウエザーニュース情報（想定）
予測、実測気象情報（天候、雨量、気温、風速）、 等
 - (イ) 緊急情報（J-alert）
 - (ウ) 雨量計、河川水位計情報
国、静岡県、焼津市 設置計測器情報
 - (エ) 道路規制情報（県道以上）
 - (オ) 焼津市設置アンダーパスセンサ情報

- (カ) 河川監視カメラ情報
 - 国、県、焼津市設置の河川カメラ情報を地図で表現できる形式で連携すること
 - ② 各種地図、ハザードマップ関連情報
 - (ア) 航空写真
 - (イ) 地形図
 - (ウ) 洪水ハザードマップ情報（洪水浸水想定区域、家屋倒壊等浸水想定 等）
 - (エ) 公共施設データ
 - (オ) 焼津市防災地図掲載情報
 - (a) 避難施設一覧、津波浸水想定区域 等
 - (b) 緊急輸送路についてはシェイプファイル作成し本市に提示すること
 - (カ) AED 設置場所、土のうステーション
 - ③ その他
 - (ア) 防災備蓄品データ
 - (イ) その他 市が必要と判断したデータ
- (3)本システムと連携（リアルタイム若しくは定期的）を想定するシステムは以下のとおりである。また、連携に必要な開発等は本調達に含める事（連携先含（スマートシティ YAIZU は除く）。また、接続先システムで利用コストが発生する場合、本システムの本調達（構築）、運用コストに含めること。
- ① 気象庁観測データ（必須）
 - ② J-Aleart
 - ③ ウエザーニュース（ウエザーテック）
 - (ア) 連携情報、連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
 - (イ) 連携が難しい場合は、手入力等の代替手段を提案すること。
 - ④ 水防災オープンデータ配信システム（必須）
 - (ア) 国等が設置した、河川監視水位データを本システムに取り込むこと
 - (イ) 連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
 - ⑤ ふじのくにオープンデータ（必須）
 - (ア) 静岡県設置雨量計、水位計のリアルタイムな観測データを本システムに取り込むこと
 - ⑥ 静岡県道路通行規制情報管理システム
 - (ア) 道路規制情報を本システムに取り込むこと。
 - (イ) 連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
 - ⑦ 焼津市アンダーパスシステム
 - (ア) 連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。
 - ⑧ 水防監視システム（必須）
 - (ア) 河川カメラ情報を地図ダッシュボードで表現できる形式で連携すること。
 - (イ) 河川カメラ情報以外の情報（雨量観測データ、水位観測データ等）を本システムに取り込むこと。
 - (ウ) 連携方法については本プロポーザル参加申し込み者に対し、別途連絡する。

- ⑨ スマートシティ YAIZU との連携（必須）
 - (ア) R4 構築予定のスマートシティ YAIZU へ、防災情報（避難発令場所・対象者（年齢）、避難所開設・避難者数等、アンダーパス情報、雨量計／河川水位計、気象庁観測 実測データ、道路規制情報 等）を自動で定期的に配信（吐出し）すること。また、警報、注意報、避難情報等 災害発生に伴う情報は発生時に配信（吐出し）を行うこと（スマートシティ YAIZU 構築業者と連携すること）。
 - (イ) スマートシティ YAIZU と連動する防災メールについて発信のタイミングを自動および手動でコントロールできること
 - (ウ) 連携に必要な防災情報システム側の開発は本調達に含め（上限 5 5 0 万円（税込））金額を提示すること（スマートシティ YAIZU 側の開発は本調達に含めない）。
 - (エ) 防災ポータル（市民公開機能）において、スマートシティ YAIZU 防災情報サービスと連携した表示ができること
 - (オ) 連携方法詳細については企画提案書に記載すること
 - (カ) 開発構築においてスマートシティ YAIZU 構築事業者連携すること。（スマートシティ YAIZU 構築事業者決定次第別途連絡）
- ⑩ FUJISAN システム
- ⑪ SNS（facebook、twitter、ヤフー防災等）
- (4) 焼津市公式ホームページとの連携
 - ① 防災ポータル（市民公開機能）において焼津市公式ホームページと連携した表示ができること
- (5) 連携するシステム、データの詳細方法は企画提案書に記載すること。

第五章 非機能要件

(システム要件)

第26条 本システムのシステム非機能要件を以下に示す。詳細については別紙「非機能要件兼確認書（システム要件）」の通りとする。但し、本要件は本仕様書の作成時点のシステム要件であり、要件定義工程～設計工程の段階において最終的なシステム要件を定めることとする。

(1) システム要件

- ① 基本要件
- ② システム構成
- ③ セキュリティ

(研修)

第27条 受託者は、委託者が円滑にシステムの利用ができるよう操作方法、運用方法、セキュリティ対策等について、以下の通り操作研修を行うこと

(1) 操作研修の対象職員、実施スケジュール、実施体制等を本市と協議し、操作研修計画をたてる事

- (2)操作研修は、災害時に従事する配備体制に応じて実施することとし、管理者に対しては、機能説明に加えて管理機能に関する研修を実施すること。
- (3)システム利用者に対しては、機能説明に加えて実災害を想定したシナリオ型の研修を行うこと。
- (4)操作マニュアルは、配備体制に応じて管理者用と利用者等毎に作成し、研修時に配布する必要な資料は対象職員分を受注者が準備すること

(運用保守要件)

第28条 基本要件

- (1)本調達では運用保守契約は含まないが、翌年度以降必要となる保守設計（運用保守要件、報告様式書 等）を行うこと。
- (2)本システム運用保守要件は別紙「非機能要件兼確認書（運用保守要件）」の通りとする。但し、本要件は本仕様書の作成時点のシステム要件であり、要件定義工程～設計工程の段階において最終的なシステム要件を定めることとする。
- (3)受託者は、本仕様書の要件を満たす品質・性能等を提供するために、システムの更新及びバージョンアップ等を行い、正常な稼働を保証すること。
- (4)受託者の拠点と業務実施場所は国内とする。
- (5)問合せ窓口を一元化すること。
- (6)システム故障が発生した場合は、本市に連絡する。あわせて復旧対応を実施し、復旧に向けた対応、復旧について都度連絡を行うこと。
- (7)計画停止の際は事前に本市に連絡し、対応完了後も連絡を行うこと。

第29条 運用業務

- (1)防災情報システムの動作障害等を定期的に確認し、発生時は対応すること。
- (2)構成機器のリソース状況を定期的に確認すること。
- (3)ハードウェア、ソフトウェアの修正プログラムやバージョンアッププログラムは、評価のうえで随時適用すること。
- (4)防災情報システムに関係する構成等の変更が発生した場合は、関係資料の修正を実施し、提出分は既存資料の差し替えを行うこと。
- (5)運用保守に関する報告書様式は以下を想定している

表 2 運用保守に関する報告書（想定）

名称	内容	提出期限
1 運用保守計画書	・スケジュール ・管理体制表 ・実施計画書 等	運用保守開始時
2 問合せ管理表	・問合せ管理表等	都度
3 定期・臨時作業報告書	・作業内容 ・作業実施者 ・作業量 等	都度
4 システム管理報告書	・問合せ 受付、対応状況 ・システムの稼働及びリソース状況 ・サービスレベル状況 ・障害一覧 ・セキュリティ対応状況 ・その他、本市が必要と判断した書類	期間終了時
5 議事録等	・議事録 ・その他報告事項に関する資料	都度
6 重大事故等報告書	・重大障害対応結果の報告	都度
7 その他	その他必要と思われる書類	

第30条 連絡調整・問合せ対応

- (1) 問い合わせ対応は原則として、平日 9:00～17:00 とする。ただし、重大な障害及びインシデント発生時の緊急連絡用電話番号を用意すること。
- (2) 問い合わせを受け付けて、助言や問題の切り分け、必要な対応を行うこと。
- (3) 状況変更等に際し、防災情報システム内部に関係する事項について検討や設定変更が必要な依頼に対応すること。

（成果物）

第31条 防災情報システムを構築し、利用可能な状態で提供すること。

第32条 業務完了報告書

本業務の成果物として、運用保守期間を踏まえた業務完了報告書を提出すること。

- (1) 電子媒体 記録媒体 2部
- (2) 提出場所は、焼津市行防災部防災計画課とする。
- (3) 提出期限は、令和5年3月31日とする。

第33条 提出書類一覧

本業務において、適宜提出すべき書類等を下表に示す。なお、業務完了報告書（最終成果物）には、各設計書を最終版に更新したものを提出すること。

表 3：提出書類一覧

名称	内容	納入期限
1 プロジェクト計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ※ ・構築体制表（体制図、連絡窓口、作業分担、等） ※ ・プロジェクト運営規約 ・全体スケジュール 	契約締結後 2週間以内 （※は受注後速やかに）
2 プロジェクト管理及び会議資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理表（文書管理、課題管理表、変更管理等） ・報告書（進捗報告、作業報告等） ・議事録（会議体の終了後3営業日以内） 	随時
3 設計書（基本設計書・詳細設計書）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システムの設計書 ・関連システム連携に伴い、他システムで開発した API 等の設計書 	工程完了後速やかに
4 各種設定書	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システムの設定書 ・API 等の開発物の設定書 ・システム管理に関する設定書 	工程完了後速やかに
5 操作手順書・マニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システムの各機能の操作手順書 ・管理者向け操作研修マニュアル ・システム利用者操作研修マニュアル 	工程完了後速やかに
6 試験成績表等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報システム等の試験成績表 	工程完了後速やかに
7 運用保守関連資料	運用保守に関する報告書 様式	

第六章 その他

（疑義）

第34条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合は、発注者と受注者の協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。